

クリエイティブ・トラスト:

リクソー・分散型CTAファンド (米ドル建)

ケイマン籍オープン・エンド型契約型外国投資信託 (米ドル建)



管理会社

リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ

- 管理会社は、フランス金融市場当局 (Autorité des Marchés Financiers) により規制されており、平成10年5月19日に設立されました。
- 管理会社は、投資運用事業を行うことを主たる目的としています。
- 資本金は、平成24年8月31日現在1株当たり540ユーロ (約5万3,104円) の株式298,345株に表章される161,106,300ユーロ (約158億4,319万円) です。
- 管理会社は、平成24年8月31日現在、以下の投資信託の運用を行っています。

| 運用が行われている国 | 種類 | 本数 | 純資産額の合計 |
|------------|------|-------|----------------------------|
| フランス | 投資信託 | 1,512 | 940億アメリカ合衆国ドル (約7兆3,884億円) |

(注) ユーロおよびアメリカ合衆国ドル (以下「米ドル」といいます。) の円貨換算は、平成24年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1ユーロ=98.34円、1米ドル=78.60円) によります。

受託会社

インタートラスト・トラスティーズ (ケイマン) リミテッド

信託証書に基づき、クリエイティブ・トラスト (以下「トラスト」といいます。) の受託業務を行います。

保管銀行

ソシエテ ジェネラル

クリエイティブ・トラスト: リクソー・分散型CTAファンド (米ドル建) (以下「ファンド」といいます。) の資産の保管業務を行います。

代行協会員・日本における販売会社

株式会社新生銀行

日本におけるファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。

日本における販売会社

ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店

日本におけるファンドに関する受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。

- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書 (請求目論見書) が必要な場合には、日本における販売会社にご請求いただければ当該日本における販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされております。
- また、EDINET (金融庁の開示書類閲覧ホームページ) で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト (<http://info.edinet-fsa.go.jp/>) でもご覧いただけます。

- この交付目論見書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- この交付目論見書により行うファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年7月31日に財務省関東財務局長に提出しており、平成24年8月1日にその届出の効力が生じております。また、管理会社は、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成24年10月31日に関東財務局長に提出しております。
- ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

重要事項

ファンドの資産はEMTNのみで構成され、分散投資されません。EMTNの取引価格は、EMTN発行体および／またはEMTN保証銀行であるソシエテ ジェネラルの支払不能、破産や財務状況の悪化等の影響を受けます。また、EMTNの償還等によりファンドの資産が保管銀行ソシエテ ジェネラルにある期間においても、保管銀行ソシエテ ジェネラルの倒産や財務状況の悪化等の影響により、受益証券一口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがあります。

平成24年8月末日現在、ソシエテ ジェネラルはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (以下「ムーディーズ」という。)からA2の格付を、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (以下「S&P」という。)からAの格付を、またフィッチ・レーティングス (以下「フィッチ」という。)からA+の格付を各々取得していますが、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていません。※

※無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていません。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第2号)、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第5号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moodys.co.jp>)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp>)の上段「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されています。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドの投資目的は、直接また間接的に発生したファンドの報酬および費用等を控除後に、リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシーの米ドル建参加株式（以下「連動先ファンド」といいます。）の運用実績から利益を得る機会を投資者に提供することです。

ファンドは、(i)いかなる種類の株式または出資への投資も行わず、また(ii)株式に投資する契約型投資信託の受益証券および会社型投資信託の株式を含む、他の投資信託の株式または受益証券に投資を行いません。

ファンドの特色

▶ 基準通貨

ファンドは米ドル建てです。

▶ ファンドの特色

(i)世界のCTAファンドへ分散投資を行い、絶対リターン^(注1)を目指します。

ファンドは、EMTN^(注2)への投資を通じて、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ（以下「リクソー社」ということがあります。）が運用するCTA戦略の連動先ファンドに連動した運用成果を目指します。

(注1)絶対リターンとは、市場の特定の方向性に左右されない運用損益のことをいいます。「絶対にリターンが得られる」という意味ではありません。

(注2)ファンドの資産が投資される、EMTN発行体がユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、当初EMTN発行日に発行するユーロ・ミディアム・ターム・ノート、または当該EMTNを承継するものをいいます。ファンドの存続期間中、新規のEMTNが、元のEMTNと同様の条件により、継続的に発行され、ファンドは、発行済EMTNの満期日までその資産のほぼ全額を投資します。

(ii)実質的な運用はマネジド・アカウント^(注)による運用・管理において高い評価を得ているリクソー社が行います。

リクソー社は、業界で高く評価されるヘッジファンドで構成されるマネジド・アカウントを運営しています。連動先ファンドは、リクソー社が当該マネジド・アカウント上の複数のCTAファンドを組み合わせ運用します。

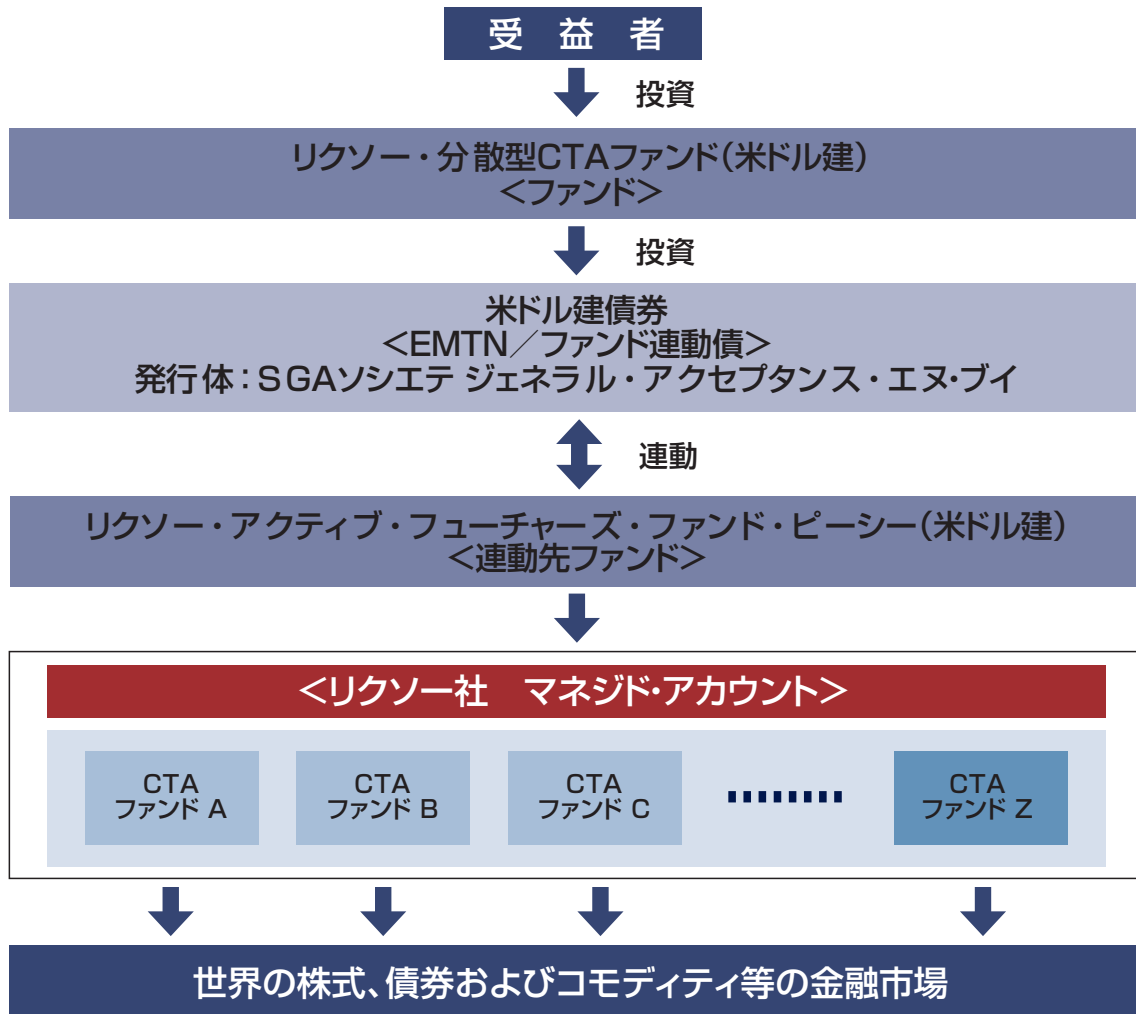
(注)マネジド・アカウントとは、投資者名義（ここではリクソー社名義）の専用口座で、ヘッジファンド運用業者が運用指図のみを行います。主な利点としては、一般的に流動性および取引の透明性が高いことが挙げられます。

(iii)週次の買付けと換金が可能です。

ファンドは、週次の純資産価格の公表を行います。また、週次での買付けと換金が可能です。

ファンドの目的・特色

▶ 投資対象



ファンドは、その資産のほぼ全部を、リターンが連動先ファンドの運用実績に連動するEMTNに投資します（償還金額が連動先ファンドの運用実績とリスク管理報酬の差額を反映することにご留意ください）。ファンドは、費用および経費に充当するために十分な現金を保有します。

EMTNは、米ドル建てで発行されます。ファンドは、その資産のほぼ全部を連動先ファンドの運用実績に連動する（ただし、リスク管理報酬（後記「**手続・手数料等 手数料等**」をご参照ください。）を差し引きます。）米ドル建てEMTNに投資します。ソシエテ ジェネラルの子会社であるSGA ソシエテ ジェネラル・アクセプタンス・エヌ・ブイにより発行されるEMTNは、受益証券の買戻しに資金提供する必要に応じて償還されます。EMTN満期日に、ファンドは、その資産のほぼ全部を、前記の通り連動先ファンドに連動する米ドル建ての新規発行EMTNに投資します。このように、EMTNは、EMTN満期日毎に、新規発行EMTNに更新されます。

EMTNは、EMTN発行体の直接、非劣後かつ無担保の義務であり、恒久大券に交換可能な仮大券の形式で発行されます。ファンドは、後記「**手続・手数料等 手数料等**」に記載されたファンドに伴う関連する報酬および費用を支払うためにEMTNを償還します。

EMTNは、連動先ファンドの運用実績に連動する潜在的リターン（リスク管理報酬を差し引きます。）を投資者に提供し、EMTN満期日における元本保証を行いません。

ファンドの目的・特色

▶ 運用体制

ソシエテ ジェネラル グループ(以下「SGグループ」といいます。)の全額出資子会社である管理会社は、以下の3つの業務分野に特化しています。

—オルタナティブ投資 管理会社は、高度なリスク管理基準と厳格なヘッジファンド・マネージャー選定ガイドラインに沿って、多様なヘッジファンド、ファンド・オブ・ヘッジファンズおよび絶対リターン型投資信託を提供しています。管理会社は、ヘッジファンドのプラットフォームにおいて傑出しています。かかるプラットフォームは、すべての投資信託を網羅する約100のヘッジファンドで構成されており、また、高い透明性、安全性および流動性を有する、分散されたヘッジファンドの投資ユニバースとなっています。

—クオンツ・仕組み商品運用 管理会社は、顧客に対してリスク特性や収益目標に適した投資ソリューションを提供しています。これらのソリューションは、SG グループの有する革新的技術をかかえる業務に融合するものであり、株式の仕組み商品組成において世界トップレベルとなっています。

—指数連動型運用 管理会社は、欧州において最も多岐にわたる流動性の高いETF(上場投資信託)の一つを提供しています。管理会社は、欧州のETF運用業におけるトップ・プレイヤーの一社です。リクソーのETFは、欧州やアジアの市場に上場されており、株式、債券およびコモディティの市場を反映しています。

▶ 主な投資制限

投資制限

- (i) ファンドは、(a) いかなる種類の株式または出資への投資も行わず、また (b) 株式に投資する契約型投資信託の受益証券および会社型投資信託の株式を含む、他の投資信託の株式または受益証券に投資しません。
- (ii) 空売りされる有価証券の時価総額は、いつでも、ファンドの純資産価額を超えてはなりません。
- (iii) ファンドの純資産価額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式、未上場株式または不動産等流動性を欠く資産に投資することはできないものとします。ただし、管理会社は、ファンドの資産のすべてを、ソシエテ ジェネラルまたはその関連会社の発行した一または複数の銘柄の有価証券に投資することができます。
- (iv) 管理会社が、管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンド資産の運用の適正を害する取引は、禁止されています。

借入制限

借入れは、(a) 借入れ時のファンドの直近の純資産価額の10%を上限として、また (b) 受益証券の買戻しにかかる金額の支払を目的としてのみ、ファンドの勘定で行うことができます。ファンドの資産は、かかる一切の借入れのための担保に供されることはありません。

▶ 分配方針

管理会社は、分配宣言を行うことができますが、現在ファンドについて分配宣言を行う予定はありません。ファンドが獲得する収益は、費用の支払に充当され、余資はファンドに再投資され、受益証券の価額に反映されます。

前記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

追加的記載事項

連動先ファンドについて

ファンドがその資産のほぼ全部を投資しているEMTNのリターンは、連動先ファンドの運用実績（ただし、リスク管理報酬（後記「**手続・手数料等** 手数料等」をご参照ください。）を差し引きます。）に連動しています。

連動先ファンドとは、リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシーの米ドル建参加株式のことをいいます。

米ドル建参加株式とは、リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシーの米ドルクラスの参加株式のことです。参加株式は、投資ファンドの参加償還可能優先株を構成します。

▶ 投資目的

連動先ファンドの投資目的は、長期的に絶対的な運用実績を達成しようとすることです。連動先ファンドの投資目的が達成されるという保証はできず、投資実績は時間の経過により大幅に変わることがあります。連動先ファンドが投資損失を負わないという保証はできません。

▶ 投資戦略

連動先ファンドの投資目的を達成しようとするために、以下の投資戦略（以下「投資戦略」といいます。）が追求されます。連動先ファンドは、連動先ファンドおよびリクソー・ファンズの副管理会社として行為するリクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ（以下「副管理会社」といいます。）の支援を得て、投資スキームのポートフォリオを取引します。連動先ファンドの資産には現金も含むことがあります。副管理会社は、商品取引顧問（CTA）戦略を実施するリクソー・ファンズまたはその他の投資スキームに投資する予定ですが、副管理会社は、その他のオルタナティブ投資戦略を専門とする投資スキームを選択することもできます。

CTA戦略について (ご参考)

CTA戦略は、**コモディティ・トレーディング・アドバイザー (商品投資顧問業者)**と呼ばれる運用者がコモディティ、為替、金利、債券指数、株価指数など多岐にわたる先物を対象とし、様々なトレンド (短期から長期まで)を活用して運用する戦略です。

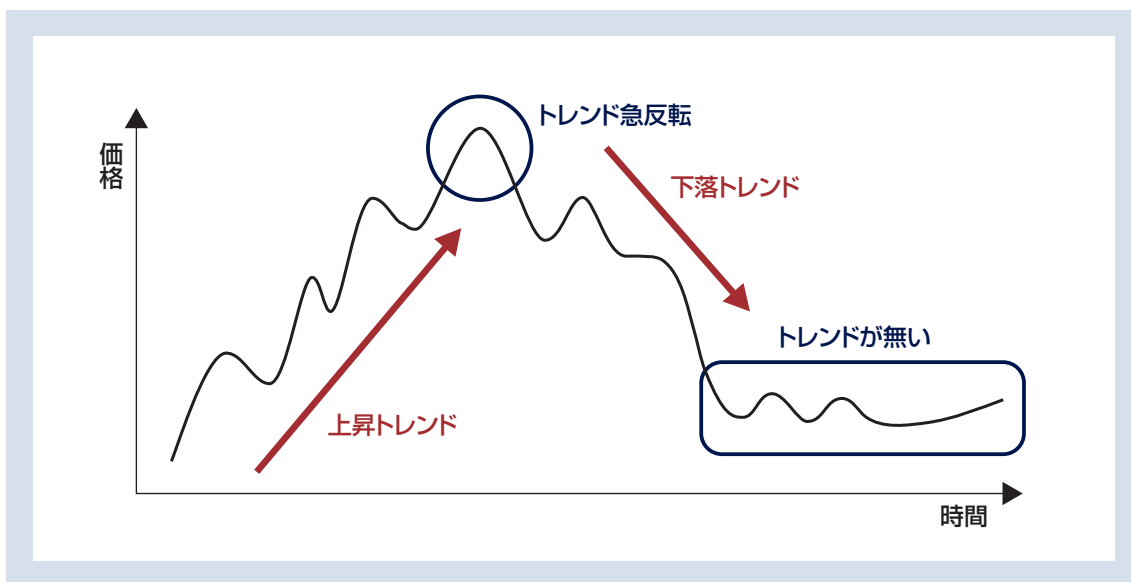
●多様な投資対象と高度な取引手法を用い、市場の上昇局面でも下降局面でもパフォーマンスの達成を目指す戦略です。

●CTA戦略

| 投資アプローチ | 投資スタイル | 投資対象 | 取引頻度 |
|------------|------------|---------|-------------|
| ▶ システムティック | ▶トレンド・フォロー | ▶ グローバル | ▶ 高頻度 (短期) |
| ▶ 裁量 | ▶ 逆張り | ▶ テーマ | ▶ 低頻度 (中長期) |

●トレンド・フォロー型の運用手法の特徴は、テクニカル分析や計量分析などに基づくコンピュータ・モデルを駆使し、各種先物の大きな価格の動きを捉える点 (トレンド・フォロー)にあります。投資対象、投資タイミング、投資金額などは、通常コンピューター・モデルに従って判断されます。

CTA戦略の投資イメージ



| | |
|---------|--|
| 上昇トレンド | 主に先物取引 (買い) を使用して、上昇トレンドに追随しながら収益の獲得を目指します |
| 下落トレンド | 主に先物取引 (売り) を使用して、下落トレンドに追随しながら収益の獲得を目指します |
| トレンド急反転 | トレンドが急激に反転した場合、損失を被る可能性があります |
| トレンドが無い | 相場のもみ合い局面では、収益の獲得が難しい傾向があります |

出所：ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店

投資リスク

1口当たり純資産価格の変動要因

ファンドは、米ドル建EMTNへの投資を通じて、株式関連証券、株式指標、社債および政府債務証券、コモディティ先物、金利商品、外国為替商品等を投資対象とします。受益証券1口当たり純資産価格は、EMTNの値動き等の影響により上下するため、受益証券の投資元本を割り込むおそれがあります。したがって、元金が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。ファンドが有する主なリスクは、以下のとおりです。

▶ 市場リスク（価格変動リスク）

ファンドは、市場の変動およびEMTNの価格変動、ひいては連動先ファンドに内在するリスクを負うため、受益証券1口当たり純資産価格は上昇することも下落することもあります。ファンドの元本は保証されておらず、ファンドの直接または間接の投資対象の価格の下落によりファンドの純資産価格が下落し、その結果として投資元本を割り込むもしくは投資元本全額を失う可能性があります。

▶ 通貨リスク（為替変動リスク）

ファンドの基準通貨は米ドルです。投資者が買戻代金を米ドル以外、例えば日本円で受領した場合、投資者は、かかる通貨リスクに起因する損失を被ることがあります。

▶ 取引相手方の信用リスク

ファンドの資産は、EMTNのみで構成され、分散投資されません。ファンドは、EMTN発行体およびその保証銀行であるソシエテ ジェネラルがEMTNにかかる債務を履行できなくなるというリスクを負います。

▶ 流動性リスク

受益証券の買戻しは、毎週1回特定の日を受け付けられ、かかる買戻請求から代金の受渡しまで通常2週間程度を要します。EMTNは上場されておらず、整備された流通市場が存在しないため、EMTNの買戻しは店頭市場を通じて行われます（相対取引）。EMTNの中途売却が困難な場合には、ファンドの純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。また、連動先ファンドの資産の流動性の欠如に起因して、管理会社は、受託会社の同意を得て、買戻予定の受益証券の口数を削減することができ、当該買戻しの実行（決済）を、翌取引日にかかる決済まで延期することができます。

▶ オルタナティブ投資戦略およびヘッジファンドへの投資に伴うリスク

ファンドは、連動先ファンドに内在するヘッジファンド投資に関わる一般的なリスクを負います。

▶ 手数料、費用および取引費用

ファンド、EMTN、連動先ファンドを構成する投資信託、およびその投資先マネージャーは、運用報酬および成功報酬、ならびに取引仲介手数料を含む手数料、費用および取引費用を支払う義務を負います。かかる費用は、直接的または間接的にファンドのパフォーマンスに影響を及ぼします。

▶ 繰上償還リスク

管理会社は、一定の状況において、ファンドを繰上償還する権利を有します。

その他の留意点

ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

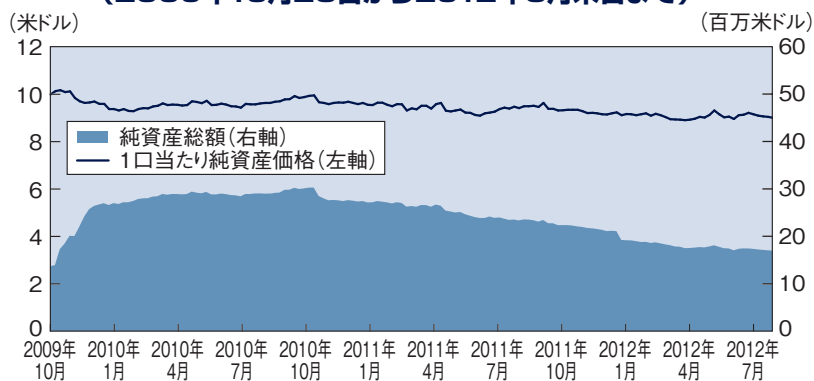
前記のファンドに関連するリスクは、管理会社が入手可能な情報に基づいて監視します。

運用実績

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

1口当たり純資産価格および純資産総額の推移

(2009年10月28日から2012年8月末日まで)



分配の推移

該当事項はありません。

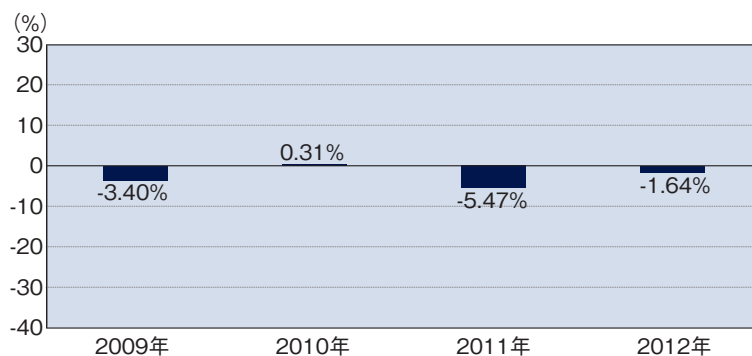
主要な資産の状況

(2012年8月末日現在)

| 銘柄 | 発行地 | 種類 | 利率 (%) | 償還日 | 額面金額 (米ドル) | 簿価 (米ドル) | 時価 (米ドル) | 投資比率 (%) |
|---|-------|-------------------|--------|------------|---------------|---------------|---------------|----------|
| SGA Société Générale Acceptance N.V. EMTN | キュラソー | ユーロ・ミディアム・ターム・ノート | 1.30% | 2014/11/13 | 18,239,212.00 | 17,033,600.33 | 17,033,600.33 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

年間収益率の推移



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a-b) / b$

a=上記各暦年末の1口当たり純資産価格 (当該各暦年の分配金の合計額を加えた額)

b=当該各暦年の直前の各暦年末の1口当たり純資産価格 (分配落の額) (ただし、2009年については、当初発行価格 (10米ドル))

(注2) 2009年については、当初設定日 (2009年10月28日) から2009年12月末日まで、2012年については年初から8月末日までの騰落率となります。

手続・手数料等

<手続>

| | |
|----------------------|---|
| 購入(申込み)単位 | 3,000米ドル以上100米ドル単位 |
| 購入(申込み)価額 | 取引日(買付申込日)に係る評価日に計算される各受益証券1口当たり純資産価格 (注)取引日とは、毎週木曜日または当該木曜日が営業日でない場合には直前の営業日をいいます。 |
| 購入(申込み)代金 | 原則として、各投資者は、申込日に、日本における販売会社に対し、購入代金を支払わなければなりません。 |
| 換金(買戻し)単位 | 1口以上0.001口単位。受益証券の保有者は、ファンドへの投資期間中いつでも、受益証券を1口以上保有することを要します。 |
| 換金(買戻し)価額 | 取引日に関連する評価日に算出された1口当たりの純資産価格から買戻し手数料(適用ある場合)を控除した価格 (注)評価日とは、(i)設定日、(ii)各取引日に関して、当該取引日から起算して8営業日後、および(iii)各EMTN満期日をいいます。 |
| 換金(買戻し)代金 | 日本における買戻代金は、原則として、該当する評価日の日本における翌営業日(国内約定日)の後4営業日以内に支払われます。 |
| 申込締切時間 | 午後2時まで |
| 購入の申込期間 | 平成24年8月1日(水曜日)から平成25年7月31日(水曜日)まで ただし、取引日に申込みの取扱いが行われます。 (注)上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換金制限 | 所定の評価日に実行される所定の受益証券買戻請求に関して、(当該受益証券の買戻代金を提供する必要がある)EMTNの買戻または償還が特にEMTNの原資産の流動性により制限を受ける場合、管理会社は、受託会社と協議の上、また連動先ファンドの親ファンドの目論見書に従い、当該制限の影響を受けると管理会社が受託会社と協議の上決定するファンドの資産の当該部分に比例して、当該評価日に買戻される受益証券の総口数を削減する権利を有します。 |
| 購入(申込み)・換金受付の中止及び取消し | 管理会社は、以下に定める期間中、受託会社に通知後、ファンドの純資産価格の一部または全部の計算を停止することを宣言できます。投資者は当該停止期間中には、受益証券の発行または買戻しができないことに注意すべきです。 ①ファンドの投資対象の相当部分が通常取引されている証券市場において取引が閉鎖され、制限され、もしくは停止されている期間、または投資対象の価格、ファンドの純資産価額もしくはファンドの受益証券1口当たりの純資産価格を確認するために管理会社もしくは受託会社(場合によります。)が通常使用するいずれかの手段が故障している期間。 ②その他の理由で、ファンドの投資対象の価格を合理的に、迅速かつ公正に確認できないと管理会社が判断する期間。 ③管理会社の意見によれば、ファンドの投資対象の換金が合理的に実行できないか、または受益者の利益への重大な侵害なくして実行できないことになる状況が存在する期間。 ④ファンドの投資対象の換金もしくは代金の支払またはファンドの受益証券の発行もしくは買戻しに伴う資金の送金が遅延するか、または管理会社の意見によれば通常の為替レートで迅速に実行できない期間。 |
| 信託期間 | トラストは、繰上償還される場合を除き、平成14年5月6日から100年間存続します。なお、ファンドの運用開始日は、平成21年10月28日です。 |
| 繰上償還 | ファンドは、以下の場合等に、終了することがあります。 ①受益者集会の特別決議が行われた場合 ②ファンドの存続を違法とするまたは実務的もしくは適切でないとして管理会社が判断する法律が制定された場合 ③残存受益証券の純資産総額が(a)設定日の6か月後から5年経過後までは15,000,000米ドル、(b)その後は30,000,000米ドルを下回った場合 ④EMTNが関連するファイナル・タームズに規定された諸条件に従い、EMTN満期日前に早期に償還される場合、または、ファンドが、発行済EMTNの満期日において、その資産のほぼ全部を、元のEMTNと同一の発行要綱で発行される新規発行EMTNに投資することができない場合 |

手続・手数料等

| | |
|---------|--|
| 決算日 | 毎年1月31日（または管理会社が随時選定し受託会社および受益者に対し通知するその他の日） |
| 収益分配 | 管理会社は、分配宣言を行うことができますが、現在ファンドについて分配宣言を行う予定はありません。 |
| 信託金の限度額 | ファンドにおける信託金の限度額は、管理会社が別段の決定を行わない限り、100億米ドルです。 |
| 運用報告書 | 管理会社は、ファンドの各計算期間終了およびファンドの運用の終了後に、期間中の運用経過およびファンドが保有する資産の内容などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は、日本における販売会社を通じて投資者に交付されます。 |
| 課税関係 | ファンドは、税法上公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来の税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。 |
| その他 | ファンドの受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。 |

<税金>

- ・税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。
- ・税率は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|------------|-----------|----------------------|
| 分配時 | 所得税および住民税 | 利子所得として課税 分配金の20% |
| 売買時および買戻し時 | 所得税および住民税 | ありません。 |

- ・上記は、平成24年10月31日現在のものです。平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%の税率となります。税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

手続・手数料等

<手数料等>

| 投資者が直接的に負担する費用 | |
|---------------------|--|
| 購入(申込み)手数料 | 受益証券の買付時に、申込金額の3.15% (税抜き3.00%)が徴収されます。 |
| 換金(買戻し)手数料 | 買戻し手数料は徴収されません。 |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | |
| 管理報酬等 | |
| 管理報酬 | (a)純資産価額に対する年率0.60%の料率と、(b)年間40,000ユーロおよび純資産価額の年率0.30%とのより高額の管理報酬が、四半期毎に後払いされます。 |
| 販売報酬 | 純資産価額の年率0.60%の料率の報酬が、四半期毎に後払いされます。 |
| 代行協会員報酬 | 純資産価額の年率0.10%の料率の報酬が、四半期毎に後払いされます。 |
| その他の費用・手数料 | ファンドは、自らに関連する報酬および費用を負担します。かかる報酬および費用には、弁護士報酬、印刷費用、ならびにファンドを設定および維持するのに必要な費用を含みますがそれらに限られません。ファンドの設定に関連する報酬は、107,000米ドルであり、その一部は、ファンドの設定時に請求され、残額は引当金計上され、かつ、発生済みとなります。かかる報酬および費用の実際の支払は、ファンドの運用状況等により変更する可能性があり、実際の料率および最高限度額は前もって示すことができません。 |

以下に記載される報酬は、ファンドにより直接支払われるものではありませんが、投資の階層的構造により、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響します。

— EMTNのリスク管理報酬

EMTNの発行価格に0.55%を乗じ、かつ、該当する期間の暦日数を365で除した値を乗じた額に等しくなります。

— 連動先ファンドのクラス投資顧問報酬

連動先ファンドの平均純資産価額に1.00%を乗じ、かつ、該当する期間の暦日数を365で除した値を乗じた額に等しくなります。クラス投資顧問報酬は、副管理会社および連動先ファンドの間で別途合意されない限り、四半期毎に米ドルで支払われます。

— 連動先ファンドのクラス投資顧問成功報酬

連動先ファンドは、ハイ・ウォーター・マーク・メカニズムの方式に従い計算され、10.0%に連動先ファンド純新規利益を乗じた額に等しい成功報酬を、連動先ファンドの資産から副管理会社に支払うものとします。クラス投資顧問成功報酬は、年1回米ドルで支払われます。

— 連動先ファンドのクラス管理報酬

クラス管理報酬は、適切とみなされる日付に、四半期毎に(または副管理会社により適切とみなされるその他の基準により)後払いで連動先ファンドの資産から支払われ、連動先ファンドの純資産価額の0.10%を超えない年率とします。

— 投資先ファンドの報酬

取引顧問報酬、成功報酬、管理報酬、および保管報酬等が支払われます。投資先ファンドの目標とする配分は、随時調整されますので、投資先ファンドのかかる報酬の支払金額等の実際の料率および上限は前もって示すことができません。

無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成24年7月12日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書

(スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス(以下「S&P」と称します。)
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第5号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp>)の上段「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>)に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&Pは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成24年7月12日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書 (フィッチ・レーティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第7号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合があります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

この情報は、平成24年7月12日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以 上

【金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項】

「クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）」は、ファンド連動債への投資を通じて、連動先ファンドである「リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシー（米ドル建）」の価格変動の影響を受けることにより、受益証券の価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。また、これらに加え、為替の変動により、円貨で比べた場合に投資元本を割り込むことがあります。「クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）」は、設定・買戻の申込みから約定まで一定の期間を要すること、買戻代金の支払は約定日の後4ファンド営業日程度かかること、所定の評価日における受益証券の買戻しに関して、ファンド連動債の買戻しが制限を受ける場合に、一定額を超過した買戻請求については、翌評価日へ繰り越して取り扱う場合があることにご留意ください。

「クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）」 勧誘にかかる販売会社によるプロファイリングについて

「クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）」の設定申込にあたりましては、『「クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）」勧誘にかかるプロファイリング確認書』にてご回答いただく事項をすべて満足していただくことが条件となります。

1. 私は、米国人（米国居住者および米国市民権保有者または米国永住権保有者を含む）ではありません。米国人となった場合は、速やかに貴行に届け出ます。
2. 外貨建ての資産運用について十分に理解しており、ポートフォリオの分散という観点からも外貨建ての資産運用は望ましいと考えていること。当ファンドは米ドル建てであり、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも為替変動等により、円換算ベースでは損失を被ることがあることを理解し承知していること。過去のいかなる実績も将来の実績を示唆・保証するものではないことを理解し承知していること。
3. 有価証券等の取引について十分に理解しており、当ファンドの実質的な投資先ファンドにおける先物・オプション取引を用いた投資に関するメリットやリスクについても十分に理解の上で、これを承知していること。
4. 今回の投資金額が全保有金融資産の5分の1以下であり、今回の投資が余裕資金を充当しているため、本件で仮に損失が発生したとしても自己の資金繰り等に重大な支障をきたすことが無いと判断していること。このファンドは原則として収益分配を行わないので、現金配当を必要とする投資家には不向きであることを承知していること。
5. 当ファンドは、設定・買戻しの機会が原則として週1回に限定されていること、設定・買戻の申込みから約定までに通常2～3週間程度を要すること、買戻代金の受渡は原則として約定日の後4ファンド営業日以内であること、市場環境の急変等により当初予定よりも資金化の遅延があり得ることを承知していること。
6. 当ファンドは米ドル建のファンド連動債への投資を通じて連動先ファンドのパフォーマンスに連動した運用成果を目指すため、連動先ファンドのパフォーマンスへの連動はファンド連動債の発行体の信用リスクに依存することを理解していること。
7. 当ファンドにかかる所定の評価日における受益証券の買戻し（換金）に関して、ファンド連動債の買戻しが制限を受ける場合に、一定額を超過した買戻請求については、翌評価日へ繰り越して取り扱う場合があることを承知していること。
8. 当ファンドが投資目的に合致していることを理解していること、当ファンドにはリスクが内在し、当ファンドに内在するリスクが許容できるものであることを理解していること。

以上

目論見書補完書面（外国投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

下記の事項は、クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）（以下「ファンド」といいます。）をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。

当行は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

クーリング・オフについて

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドに係る手数料等について

- ・ファンドの手数料など諸費用の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご参照下さい。
- ・外貨建て投資信託の申込み、買戻し等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

重要事項のご確認

- ・投資信託は、預金ではありません。
- ・投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ・当行で販売する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は、預金等とは異なり、元本および運用成果の保証はありません。
- ・投資信託は、株式、公社債などの値動きのある有価証券に投資しますので、投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・原則として、お申し込みの取消または変更はできません。ただし、当行所定の時限までに当行所定の方法により取消または変更のお申し出があった場合にはこの限りではありません。

※この書面は、株式会社新生銀行が作成する目論見書補完書面であり、交付目論見書の一部を構成するものではありません。また、この書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。

当ファンドにかかる金融商品取引契約の概要

当行は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当行が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

当行が行う金融商品取引業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります

- ・ お取引にあたっては、投資信託総合取引口座をあらかじめ開設されることが必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文にかかる設定代金または設定代金概算額の全部（前受金）を預金決済口座から引き落としとしてお預りしたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・ 設定代金概算額と設定代金の確定額の差額は、設定日に精算していただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客さまのお届出住所宛に送付します。

当行は上記の他に金融商品取引業として、以下の業務を行っています。

- ①法令により登録金融機関が取り扱うことを認められた有価証券等の募集、売り出し、私募の取り扱い等の業務
- ②金融商品仲介業務
- ③デリバティブ業務
- ④保護預り業務
- ⑤社債等の振替業務

当ファンドの販売会社の概要

| | |
|-----------|--|
| 商号等 | 株式会社新生銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号 |
| 本社所在地 | 〒103-8303 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 |
| 加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 |
| 認定投資者保護団体 | 加入している認定投資者保護団体はありません。 |
| 資本金 | 512,204百万円（2012年3月31日現在） |
| 主な事業 | 銀行業 |
| 設立年月 | 1952年12月1日 |
| 連絡先 | フリーダイヤル 0120-456-860（受付時間：24時間365日） または、お取引のある本支店（営業日・営業時間は店舗によって異なります。）にご連絡ください。 |

※この書面は、株式会社新生銀行が作成する目論見書補完書面であり、交付目論見書の一部を構成するものではありません。また、この書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

お取引についてのトラブルなどは、金融ADR制度により指定された紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用が可能です。金融ADR制度とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。当行は特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」または「全国銀行協会相談室」を利用することにより、金融商品取引関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

- 証券・金融商品あっせん相談センター
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13
フリーダイヤル 0120-64-5005
・受付時間：月～金曜（祝日および年末年始を除く）午前9時～午後5時
- 一般社団法人全国銀行協会
全国銀行協会相談室
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
一般電話から 0570-017109
携帯電話・PHSから 03-5252-3772
・受付時間：月～金曜（祝日および銀行休業日を除く）午前9時～午後5時

※この書面は、株式会社新生銀行が作成する目論見書補完書面であり、交付目論見書の一部を構成するものではありません。また、この書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。

クリエイティブ・トラスト：
リクソー・分散型 CTA ファンド（米ドル建）

投資信託説明書（交付目論見書）

（訂正事項分）

2012年12月3日

管理会社：リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ

- ・ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合には、日本における販売会社にご請求いただければ当該日本における販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされております。
- ・また、EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。

- ・この交付目論見書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・この交付目論見書により行うファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年7月31日に関東財務局長に提出しており、平成24年8月1日にその届出の効力が生じております。また、管理会社は、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成24年10月31日および同年12月3日に関東財務局長に提出しております。
- ・ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

1. 交付目論見書の訂正理由

平成24年12月3日に有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしましたので、2012年10月31日付の投資信託説明書（交付目論見書）（以下「原交付目論見書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するものです。

2. 訂正箇所および訂正事項

※下線____の部分は訂正箇所を示します。

表紙

（前略）

<受託会社> ロイヤル・バンク・オブ・カナダ・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド ^{（注）}

—信託証書に基づき、クリエイティブ・トラスト（以下「トラスト」といいます。）の受託業務を行います。

（注） ファンドの受託会社は、平成24年12月3日付で、インタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッドからロイヤル・バンク・オブ・カナダ・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドに変更されました。

（後略）